

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 9 月 25 日

シェアリングテクノロジー株式会社



2020年9月25日

吸収合併に係る事後開示事項

各位

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋19F
シェアリングテクノロジー株式会社
代表取締役 森吉 寛裕



当社は、2020年7月17日付で当社と塩谷硝子株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年9月25日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、塩谷硝子株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件吸収合併」といいます)を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2020年9月25日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過(会社法施行規則第200条第2号イ)

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 株式買取請求、新株予約権買取請求、債権者異議申述の手続の経過(会社法施行規則第200条第2号ロ)

ア 株式買取請求(会社法第785条)

吸収合併消滅会社である株式会社塩谷硝子は当社の完全子会社であったため、会社法第785条第2項第2号により株式買取請求権を行使しうる株主は存在しませんでした。

イ 新株予約権買取請求(会社法第787条)

吸収合併消滅会社である株式会社塩谷硝子は新株予約権を発行しておりませんでしたので、同社に対して新株予約権買取請求権を行使しうる新株予約権者は存在しませんでした。

ウ 債権者の異議申述(会社法第789条)

吸収合併消滅会社である塩谷硝子株式会社は、会社法第789条第2項の定めに従い、2020

年 8 月 4 日付の官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号イ)

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

(2) 株式買取請求、債権者異議申述の手続きの経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ)

ア 株式買取請求(会社法第 797 条)

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であり、会社法第 797 条第 1 項の規定の適用がありませんので(同条項ただし書)、当社に対して同条項に基づき株式買取請求権を行使しうる株主は存在しませんでした。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに定款の定めに基づき、2020 年 8 月 4 日に株主に対して電子公告を行いましたが、当社に対して本件吸収合併に反対する旨の通知をした株主はおりませんでした。

イ 債権者の異議申述(会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款の定めに従い、2020 年 8 月 4 日付の官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、吸収合併消滅会社である塩谷硝子株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

会社法第 921 条に基づく変更の登記申請は、2020 年 9 月 30 日に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併に係る事前備置書面)

2020年8月3日

シェアリングテクノロジー株式会社

塩谷硝子株式会社

2020年8月3日

各位

吸収合併に係る事前開示事項

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

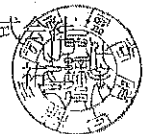
シェアリングテクノロジー株式会社

代表取締役 森吉 寛裕



塩谷硝子株式会社

代表取締役 塩谷



シェアリングテクノロジー株式会社(以下「吸収合併存続会社」といいます)は、2020年7月17日付で吸収合併存続会社と塩谷硝子株式会社(以下、「吸収合併消滅会社」といいます)との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年9月25日を効力発生日として、吸収合併(以下、「本件吸収合併」といいます)を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約書(会社法第794条第1項)

2020年7月17日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が締結した吸収合併契約書は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であるため、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

上記事項は、両社の協議により決定いたしました。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項ありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等(会社法施行規則第191条第3号)

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は別添2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第191条第5号)

吸収合併存続会社は、2020年3月10日付で株式会社名酒コンサルタントの全株式を売却し、2020年6月9日付で電子プリント工業株式会社の全株式を売却しております。

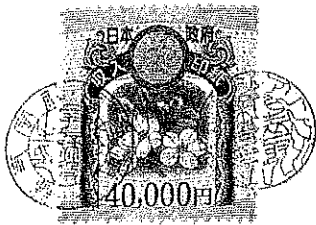
6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号)

本件吸収合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況において、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本件吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断します。

以上



吸収合併契約書

シェアリングテクノロジー株式会社(以下「甲」という。)と塩谷硝子株式会社(以下「乙」という。)とは、本日、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併の内容)

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし乙を吸収合併消滅会社とする合併(以下「本件合併」という。)を行う。
- 2 本件合併による吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は下記のとおりである。

記

甲 吸収合併存続会社

商号 シェアリングテクノロジー株式会社

本店 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋19F

乙 吸収合併消滅会社

商号 塩谷硝子株式会社

本店 愛知県春日井市六軒屋町西三丁目3番地の26

第2条(割当交付)

本件合併の第5条記載の効力発生日(以下「効力発生日」という。)において、乙の議決権のある発行済株式のすべてを甲が保有しているため、甲は、本件合併に際して、効力発生日における乙の株主名簿記載の株主に対し、甲の株式その他の金銭等の財産の交付を行わない。

第3条(資本金等)

甲は、本件合併に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第4条(株主総会)

甲及び乙は、本契約の締結にあたって、本件合併が甲においては会社法第796条2項に基づく簡易合併であり、乙においては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、本契約承認の株主総会を開催しないことを確認する。

第5条(効力発生日)

本件合併の効力発生日は、2020年9月25日とする。但し、本件合併の進行上必要がある場合には、甲及び乙の合意により変更することができる。

第6条（吸収合併消滅会社の資産等の承継）

甲は、乙から2020年9月25日現在における貸借対照表・財産目録等その他同日現在の計算を基礎とした一切の資産・負債・権利義務を前条の効力発生日に承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良な管理者の注意をもって各自の業務を行い一切の財産管理をする。その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、あらかじめ相手方に報告し、甲及び乙が協議のうえ、相手方の同意を得てこれを行うこととする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲又は乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第10条（解除・変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの期間、天変地異その他双方当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産・負債・経営状態等に大幅な変動があった場合、協議によって合併条件を変更すること及び本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠

償等を請求しないものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の認可が得られないときに効力を失う。

第12条（紛争処理）

- 1 本契約に定めのない事項及び本契約に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、信義に従い誠実に協議してその解決にあたる。
- 2 甲及び乙は、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所を名古屋地方裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

令和2年8月 / 日

(甲)

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

JPタワー名古屋19F

シェアリングテクノロジー株式会社

代表取締役 森吉寛裕

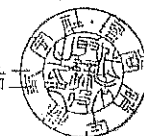


(乙)

愛知県春日井市六軒屋町西三丁目3番地の26

塩谷硝子株式会社

代表取締役 塩谷祐一





※※※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 53 期

自 2018年10月 1日
至 2019年 9月30日

塩谷硝子株式会社

貸 借 対 照 表

2019年 9月 30日 現在

(単位：円)

塩谷硝子株式会社

資 産 の 部	負 債 の 部		
【 流 動 資 産 】	493,002,270	【 流 動 負 債 】	108,708,603
現 金 及 び 預 金	181,091,968	買 掛 金	23,707,154
受 取 手 形	47,901,887	未 払 金	10,406,764
売 掛 金	55,653,840	未 払 費 用	5,301,976
商 品	19,897,198	前 受 金	1,332,000
製 品	59,915,073	預 り 金	441,738
材 料	18,715,872	未 払 法 人 税 等	299,800
仕 掛 品	15,048,801	仮 受 金	49,701
貯 蔵 品	9,440,663	リ ー ス 債 務	946,080
立 替 金	42,828	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	60,000,000
電 子 記 録 債 権	77,791,956	未 払 消 費 税 等	4,723,400
前 払 費 用	1,411,246	賞 与 引 当 金	1,500,000
仮 払 金	221,920	【 固 定 負 債 】	214,360,306
未 収 入 金	6,405,182	預 り 保 証 金	8,582,000
貸 倒 引 当 金	△ 555,942	長 期 借 入 金	190,000,000
【 固 定 資 産 】	619,854,648	リ ー ス 債 務	2,049,840
【 有 形 固 定 資 産 】	613,297,513	繰 延 税 金 負 債	13,728,466
建 物	59,632,412	負 債 合 計	323,068,909
建 物 付 属 設 備	12,184,501	純 資 産 の 部	
構 築 物	185,717	【 株 主 資 本 】	762,645,780
機 械 装 置	1,597,584	【 資 本 金 】	40,000,000
車 両 運 搬 具	11	【 資 本 剰 余 金 】	279,420,212
工 具 器 具 備 品	71	資 本 準 備 金	269,420,212
リ ー ス 資 産	2,774,000	利 益 準 備 金	10,000,000
土 地	436,923,217	【 利 益 剰 余 金 】	443,225,568
【 無 形 固 定 資 産 】	4,108,039	【 その他利益剰余金】	443,225,568
借 地 権	3,139,139	別 途 積 立 金	79,850,000
電 話 加 入 権	968,900	繰 越 利 益 剰 余 金	363,375,568
【 投 資 其 他 資 産 】	102,449,096	【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	27,142,229
投 資 有 価 証 券	99,216,018	【 その他有価証券評価差額金】	27,142,229
出 資 金	1,320,000	純 資 産 合 計	789,788,009
長 期 貸 付 金	2,100,000		
差 入 保 証 金	69,000		
前 払 保 険 料	1,581,500		
長 期 前 払 費 用	262,578		
貸 倒 引 当 金	△ 2,100,000		
資 産 合 計	1,112,856,918	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,112,856,918

損 益 計 算 書

自 2018年 10月 1日
至 2019年 9月 30日

(単位：円)

塩谷硝子株式会社

勘 定 科 目	金	額
【 売 上 高 】		691,569,358
【 売 上 原 価 】		
期首商品棚卸高	22,569,676	
商品仕入高	201,622,214	
商品加工賃	2,368,799	
商品仕入返品償	△ 202,307	
合 計	226,358,382	
期末商品棚卸高	19,897,198	206,461,184
期首製品棚卸高	68,167,841	
当期製品製造原価	312,637,117	
合 計	380,794,958	
期末製品棚卸高	59,915,073	320,879,885
売上原価合計		527,341,069
売上総利益		64,228,289
【販売費及び一般管理費】		94,212,801
営業損失		29,984,512
【 営 業 外 収 益 】		
受取貸貸料	1,808,232	
受取利息	495,816	
受取配当金	1,814,262	
収入光熱用水費	100,264	
雑収入	28,781,635	33,000,009
【 営 業 外 費 用 】		
支払利息	5,381,684	
雑損失	3,305,957	8,687,641
経常損失		5,672,344
【 特 別 利 益 】		
固定資産売却益	2,457,408	
投資有価証券売却益	148,347	2,605,755
【 特 別 損 失 】		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	5,068,200	5,068,201
税引前当期純損失		8,134,790
法人税等		1,783,500
当期純損失		9,918,290

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2018年 10月 1日
至 2019年 9月 30日

(単位：円)

塩谷硝子株式会社

	勘 定 科 目	金 額
【 株 主 資 本 】		
【 資 本 金 】		
資 本 金	当期首残高及び当期末残高	40,000,000
【 資 本 剰 余 金 】		
資 本 準 備 金	当期首残高及び当期末残高	269,420,212
利 益 準 備 金	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高及び当期末残高	279,420,212
【 利 益 剰 余 金 】		
【 その他利益剰余金 】		
別 途 積 立 金	当期首残高及び当期末残高	79,850,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	373,293,858
	当期変動額 当期純損失	△ 9,918,290
	当期末残高	363,375,568
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	453,143,858
	当期変動額	△ 9,918,290
	当期末残高	443,225,568
株 主 資 本 合 計	当期首残高	772,564,070
	当期変動額	△ 9,918,290
	当期末残高	762,645,780
【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】		
【 その他有価証券評価差額金 】		
	当期首残高	29,865,853
	当期変動額(純額)	△ 2,723,624
	当期末残高	27,142,229
評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	当期首残高	29,865,853
	当期変動額	△ 2,723,624
	当期末残高	27,142,229
純 資 産 合 計	当期首残高	802,429,923
	当期変動額	△ 12,641,914
	当期末残高	789,788,009

個別注記表

自 2018年10月1日

至 2019年9月30日

塩谷硝子 株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法)を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数 80,000 株

